八ッ場ダム建設事業の工期変更等に係る現地調査項目別一覧表

現地調査項目一覧表

I 工程管理

No.	質問事項	関東地整提供資料	現場確認事項	調査結果
1.	用地補償、代替地移転・分譲、付替国道、県道、JR、その他関連工事の残りの今後の見通し、本体工事等への影響はいかがか。	別紙1(八ッ場ダム建設事業の進捗状況) 別紙4(利根川水系八ッ場ダム建設工事年度別工事予定表(比較)(案)(精査中〉)	・平成25年3月末現在の進捗率は、用地取得90%(412ha/456ha)、家屋移転94%(440世帯/470世帯)、代替地造成(71世帯移転済み)、付替国道、付替県道92%(20.9km/22.8km)、付替鉄道90%(9.3km/10.4km)である。 ・ダム本体工事については、仮排水トンネルがH21年7月に既に完成している。 ・本体関連工事については、骨材プラントヤード造成工事と盛土造成地線改良工事は契約済みである。八少場ダム本体左岸上部掘削工事は入札が成立せず再調整中であるが、直ちに工期には影響しない。 ・進捗状況について、資料と現場状況が整合している。 ・主にクリティカルになる工種の各工程について根拠を確認した。 ・付替鉄道については、本体工事の工程に影響を及ぼさないよう円滑な切替に向けて、JRと協議の場を持つ等の状況を確認した。 ・計画工程は土木工事積算基準等に基づく標準工程である。	・現在の進捗状況を確認し、資料と現場が整合していることを確認した。 ・工程案どおりに事業が進捗すれば、工期内に完了することを確認した。
2	本体工事の完成の遅れが、生活再建事業に与える影響について伺いたい。		・現時点において、生活再建関連事業は本体工事と関係なく進めていることについて確認した。	・本体工事の進捗は生活再建事業に影響がないとの見解が得られた。
3	工期が延長した場合に、その間の治水・ 利水の効果の発現が遅れることとなる が、国としての対応方針を示されたい。		・工期については平成31年度となるが、国の事業執行は早期完成を目指し、工期短縮に努めること について確認した。	・治水・利水の効果発現が遅れ、平成31年度となるが、 早期完成を目指し工期短縮に努めるとの見解が得られた。
4	基本計画変更後の工事工程で、現時点で未買収用地が工事工程に影響する可能性を示されたい。	別紙4(利根川水系八ッ場 ダム建設工事年度別工事 予定表(比較)(案)(精査 中))	・地区別(川原湯、川原畑、林、横壁、長野原)の用地取得状況を確認した。 ・現時点で未買収となっている主な理由は、共有地の権利者全員の合意形成に時間を要している ケース、代替地の分譲を待っているケース、ダム検証で先行きが不透明な状況下では用地交渉が 進められないとしているケース等である。 ・現時点でダム本体関連工事及びダム本体工事に影響のある未買収用地はない。 ・その他の事業用地についても、事業完成時期に影響のないよう早期の用地取得に努力するとの 見解を得た。	・未買収地が本体工事に影響しないこと、用地取得を工期内に完了させるよう努力するとの見解が得られた。
5	ハッ場ダム予定地で群馬県教育委員会 が遺跡発掘調査を行っているが、今後 の調査工程について伺いたい。また、遺 跡調査が工事工程に影響を及ぼす可 能性が無いか見解を伺いたい。		・今後埋蔵文化財調査が必要な箇所は、本体工事に直接影響する場所に存在しないこと、工程に 影響しないよう群馬県教育委員会と調整を図る等の状況を確認した。	・埋蔵文化財調査について、工程に影響がないよう関係 機関と調整していくとの見解が得られた。
6	今後の工期短縮の取り組みについて伺 いたい。	別紙5(「湯西川ダム本体建設工事」高度技術提案型(Ⅲ型)総合評価落札方式で契約)	・他ダムの事例(湯西川ダム等における巡航RCD工法の採用)による工期短縮例があり、施工業者の技術等によって工期短縮の可能性はある。	・施工業者の技術等により工期を短縮できる可能性があることを確認した。
7	試験湛水の工程の設定根拠を伺いたい。		・試験湛水については、ダム検証の際に、至近20ヶ年の流量データにより洪水時最高水位(非洪水期常時満水位)まで貯水位を上昇させた後、最低水位まで下降させるために要する期間を予測した結果、約6ヶ月と確認していることについて確認した。 ・工程への影響は極めて小さいことについて確認した。	・試験湛水について、工程への影響は極めて小さいとい う見解が得られた。

В	本体工事施工に関する自然条件および 人為条件等の施工時間帯制限について、工事工程に影響を及ぼす可能性が 無いか見解を伺いたい。	入札説明書より抜粋)	・条件は、関係法令を踏まえたものであり、工事発注後も、工事工程に影響を及ぼさないように必要	・本体工事施工に関する自然条件および人為条件等の 施工時間帯制限について、工程に影響を及ぼす要素が ないことを確認した。
9	減電補償等の補償が工程上問題ないこ とを示されたい。		・減電補償は、工程に影響を与えないように協議を進めることについて確認した。	・減電補償の調整は工程に影響を与えないよう協議を進めるとの見解が得られた。

Ⅱ 用地補償、代替地関係

No.	質問事項	関東地整提供資料	現場確認事項	調査結果
1	意向調査結果について伺いたい。 また、転出者がいる場合に、代替地 の整備計画に影響が無いか伺いた い。		・意向調査は、平成17年度に実施されているが、分譲希望者を対象に適宜意向の確認を 行っていくとのことである。	・国土交通省では、平成17年度の代替地に関する 意向調査結果を踏まえ適宜意向の確認を行うとのこ とであり、現時点における代替地分譲予定世帯数 は、従来と変わらず、5地区合計で134世帯であ ることを確認した。
2	代替地の整備計画について伺いたい。前回変更時の計画から変更はあるか。またある場合、その理由及び変更計画を伺いたい。		・代替地の整備に当たっては住民の意向調査結果に基づき整備範囲を決定し、用地買収 (素地取得) や粗造成を行った上で、区画割りを作成し、分譲希望者との確約書に基づ き、上面整備や分譲契約などの手続きを進めていることについて確認した。 ・八ッ場ダムでは、今までのコミュニティーを分散させずに水没5地区の集落ごとに新し くできるダム湖の湖畔に移転代替地を整備する現地再建方式(ずり上がり方式)が採用されている。このため、各地区毎に生活再建のための代替地の整備が行われていることについて説明を受けた。 ・なお、八ッ場ダムでは、平成17年9月に分譲基準(利根川水系八ッ場ダム建設事業に 伴う代替地分譲基準)を妥結し、平成19年6月から移転代替地の分譲手続きが開始され ている。	・代替地整備の基本的な進め方について確認した。
3	代替地の整備計画の変更により、影響を受けた工事内容、工程への影響について、その詳細を伺いたい。あわせて、代替地整備費用は総事業費4,600億円に含まれていないかどうか伺いたい。		・代替地の整備範囲は平成17年度から大きな計画変更はないとのことである。 ・なお、代替地への移転完了は、国では、湛水(平成31年度)までには公共施設等も含めて移転は完了すると見込んでいる。 ・一部に用地交渉は長引いている箇所もあるが、国では、用地取得の円滑な推進のため、 人事異動の際に引継ぎの徹底を図るなどして対応しているとのことである。 ・代替地の整備費用については、分譲収入で賄うこととしており、事業費の中に含んでいないことについて説明を受けた。	・代替地の整備範囲については、平成17年度の意向調査に基づくもの認体、整備範囲に大きな計画変更地ないことを確認するとともに、国土交通省では、個別の理由を踏まえても、今後の工事、工程への影響はないと考えていることについて確認した。・代替地の整備費用については、分譲収入で賄うこととしており、確認した。
4	現在の代替地の整備計画について伺 いたい。17年以降に変更していな いか伺いたい。	別紙9(代替地整備範囲図【川原畑地区】他)	・代替地計画については、基本的に平成17年度の意向調査結果に基づく、代替地整備範 囲図のとおりである。	・平成17年度の代替地に関する意向調査結果以降、代替地の整備範囲を大きく変更していないことについて確認した。

代替地の整備箇所数(宅地数), 売 却済み件数, 未売却件数, 移転希望 5 者数について, 伺いたい。また, 土 地収用法可能性の有無と工程への影響を示されたい。	・134世帯中71世帯が移転済み。面積ベースで34ha中,26haが造成済みで14haが分譲済み。 4haが分譲済み。 ・既に用地取得については、面積ベースで90%の進捗であり,残りの用地については事 業完成時期に影響ないよう早期の用地取得に努めるとの見解を得た。	・代替地整備面積、移転済み世帯数について確認するとともに、国土交通省では、残りの用地については事業完成時期に影響ないよう早期の用地取得に努めるとの見解が得られた。
6 代替地のほか事業用地を含めた未買 収地の状況について伺いたい。	・用地買収対象のうち、以下の地区の未買収地の状況について現地等で確認した。 ①林地区(中棚:代替地に関する未買収地) ②林地区(東原:代替地に関する未買収地) ③川原湯地区(上湯原:水没地区に関する未買収地) ④川原畑・水没地区に関する未買収地) ⑥ 博露地区(上湯原:道路事業に関する未買収地) ⑥ 横壁地区(東中村:道路事業に関する未買収地) このほか川原湯地区(打越)における旅館の移転状況を確認した。	・未買収地の状況について確認するとともに、川原 湯地区(打越)における旅館の移転状況を確認し た。 ・いずれも、残りの用地はダム本体工事に直接影響 はなく、共有地の権利者全員の合意形成に時間を要 しているケース、代替地の整備分譲を持っているケース、代替地の整備分譲を持ってでは用 地交渉が進められないとしているケースがあるが、継続して交渉していくことなどの個別の状況に ついて現地で説明を受け、その状況を確認した。

Ⅲ 事業全般

No.	質問事項	関東地整提供資料	現場確認事項	調査結果
1	事業費(4,600億円)の内訳について。	別紙8(ハッ場ダム建設事業 総事業費の内訳(案) (第4回基本計画変更時点)(精査中))	・別紙8のとおりの内訳であることを確認した。	・事業費4600億円の内訳根拠を確認した。
2	今後のコスト縮減に向けた取組を示されたい。		・前回の本体工事の契約手続きは、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインによりダム工事の入札方式を確認した結果、技術提案型AⅢ型に該当する。ただし、今後予定されている契約手続きについては、発注ロット、契約方式について検討中であるとの見解を得た。	・現在考えられる入札方式によると、入札参加者から工事費削減等に係る技術提案を受けられることから、コスト縮減につながることも可能性として考えられる。
3	工期延伸した場合を踏まえても、総事業 費が増額とならない根拠を示されたい。	別紙8(ハッ場ダム建設事業 総事業費の内訳(案) (第4回基本計画変更時点)(精査中))	・事務所拡張工事の予定がないことを確認した。 ・過去5か年間の職員数と事業費の推移を確認した。 ・事業車両を増加する計画がないことを確認した。 ・工事諸費の精査を行ったことを確認した。	・事業費4600億円の内訳根拠を確認した。
4	工期延伸に伴い、ハッ場ダムの減電補 償費について増加することはないか。		・滅電補償に要する経費は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要網」(昭和42年2月21日閣議 決定)等に基づき試算され、事業費に含まれているとの見解を得た。	・ハッ場ダムの開発量、貯水計画や補償の考え方の基本となる「公共事業の施行に伴う公共補償基準要網」等は、変更されていないことから事業費の変更要素はないことを確認した。

5	ハッ場ダム検証で示した地すべり等の 対策費用の扱いはどうなったか。		・本年度の地すべり調査の実施状況について確認した。 ・ハッ場ダムの検証の際には、新たな指針に基づく地すべり等の対策工の増額等を見込んでいたが、本年度より実施する地質調査等の結果を踏まえて、必要に応じて設計等を行うこととしていることから、現時点では含まれていないことを確認した。 ・いずれにしても、早期完成に向けて取り組むとの方針の下で、事業全体のコスト縮減により対応することを基本として、終事業費以内での完成を目指して最大限の努力をするとの見解が得られた。	を踏まえて、必要に応じて設計等を行うこととしていることから、現時点では事業費には含まれていないことを確
6	ダム本体工事について、コスト縮減技術 委員会などの専門家が施工計画の確 認をどのように行ったのか伺いたい。併 せて、施工計画等の資料等があれば提 出願いたい。	別紙10(第8回八ッ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会 八ッ場ダムでの主な縮減効果)	・ハッ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会は、平成16年7月から平成19年9月までの間、 ハッ場ダムについて7回審議があったことについて確認した。 また、同委員会資料について確認した。	・ハッ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会の審議 内容について確認した。また同委員会の資料から専門 家が施工計画の確認を行っていることについて確認し た。
7	ダム事業に伴う生態系への影響として 想定されるもの、環境保全対策の具体 的な内容を示すとともに環境保全対策 が今後の工程に影響する可能性につい て示して頂きたい。	別紙11(ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」)	・検証に係る資料をもとに説明を受け、環境保全対策が環境に与える影響を最小限にすること及び 工事の工程に及ぼす影響は極めて小さいことを確認した。	・環境保全対策により環境に与える影響を最小限にすることを確認した。 ・また、環境保全対策が工事の工程に及ぼす影響は極めて小さいことを確認した。
8	任意の一定期間内におけるダム対策委員会等との意見交換や会議など地元の意向で代替地の整備を進めていることを可能であれば数値で示されたい。		地元議会や地元説明会等の出席等は、過去5年間の実績として、年平均125回程度であることについて確認した。	・ダム対策委員会等との意見交換や会議など地元の意向で代替地の整備を進めていることについて実績を確認し、逐次説明会等を開催していることを確認した。
9	鉄道及び道路の切り替え手順を図示し て頂きたい。	別紙12(JR吾妻線、国道 145号の供用状況イメージ (本体関連工事 施工時) 他)	・図面を提示され説明を受けた。	・付替国道は供用済みであることを確認した。 ・付替鉄道は本体工事の工程に影響を及ぼさないよう円 滑な切替に向けて、JRと協議の場を持つ等の状況を確 認した。

IV 洪水調節に係る内容

Ν	о.	質問事項	関東地整提供資料	現場確認事項	調査結果
		八ッ場ダムの洪水調計画を見直す理	別冊(八ッ場ダムの洪水調	ハッ場ダム建設事業の検証等において、効率的に洪水を調節できるように、ハッ場ダムの洪水調 節計画を変更しており、その内容をハッ場ダムの建設に関する基本計画に反映させることを確認し た。	・洪水調節計画の変更理由、変更に至った経緯について 確認した。
			節について)	洪水調節について、八ッ場ダムの建設される地点において、「計画高水流量3,900m3/sのうち 2,400m3/sの洪水調節を行う」から、「計画高水流量3,000m3/sのうち2,800m3/sの洪水調節を行う」 に変更することを確認した。	・洪水調節計画の変更内容について確認した。

:	2. 改.		別冊(八ッ場ダムの洪水調 節について)	ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討において、降雨量等のデータを点検した上で、平成23年9月に日本学術会議の評価を経た流出計算モデルを用い、河川砂防技術基準等に沿って検討した結果であることを確認した。	・八ッ場ダム地点の計画高水流量について河川砂防技 術基準等に沿って検討されていることを確認した。
	, Jili	回の洪水調節計画の変更は、利根 ・江戸川河川整備計画見合いとして るのか。		洪水調節計画の変更は、八斗島地点1/200年超過確率流量に対応したものであることを確認した。	・洪水調節計画の変更が、利根川水系河川整備基本方針規模に対応していることを確認した。
,	が	水調節計画の見直しに伴い、放流量 減量となっているが、放流設備も見直 となるのか。		洪水調節計画は変更になるが、放流設備の設計の基となる最大放流量に変更はないため見直し は行わないことを確認した。	・洪水調節計画の見直しに伴う放流設備の見直しは行わないことを確認した。
	行	画高水流量が変わるのに、なぜ、現 基本計画の治水容量6500万m3は わらないのか。	別冊(八ッ場ダムの洪水調 節について)	ハッ場ダム建設事業の検証等においては、ハッ場ダム地点の計画高水流量も考慮しつつ、ハッ場ダムの洪水調節容量6,500万m3を前提として、効率的に洪水調節できるようにハッ場ダムの洪水調節計画を見直ししており、変更後のハッ場ダム基本計画においても、洪水調節容量は6,500万m3が必要であることを確認した。	・洪水調節計画の変更に際し、現行基本計画の治水容量6500万m3は変わらないことについて確認した。
	点	回の基本計画変更により、八斗島地でのハッ場ダムの効果量はどのようなるのか。		河川整備計画における八斗島地点目標流量17,000m3/sに対する効果量は、八斗島地点で約 100m3/sから約1,800m3/sであることを確認した。	・洪水調節計画の変更後の八斗島地点での八ッ場ダムの効果量について確認した。